

### 第23条 最高規範性

この条例が最高規範であり、議会に関する他の条例等は、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。また、議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、**改選期ごとに研修を実施**します。

### 第24条 見直し手続

一般選挙後、または議会が必要と認めた場合、この条例の目的が達成されているかどうかを全議員で検討します。



### 第20条 議員の政治倫理

議員としての倫理観と姿勢を規定しました。**町民の代表として倫理性を常に自覚し**、疑惑を招くことのないよう行動。また、「議会政治倫理規程（\*4）」を遵守しなければなりません。

### 第21条 議員定数

議員定数と定数改正の基本方針を規定。**議員定数は条例により16名**。定数の改正は、行財政改革や他市町村との比較だけでなく、**議会の機能を損なうことのないよう**、公聴会制度及び参考人制度等を十分活用し、**町民の意見を聴取した上で決定**するものとします。

### 第22条 議員報酬

議員報酬と改正の基本方針を規定。報酬は条例で定められています。報酬の改正は、議員定数と同様に、**議会の機能を損なうことのないよう**、公聴会制度及び参考人制度等を十分活用し、**町民の意見を聴取した上で決定**するものとします。

## Q 議会の活動をもっと知りたい!

**A** わかりやすく、多くの方法で広報します。また、広聴も積極的に行います。

### 第18条 広報・広聴活動の充実

議会広報・広聴のあり方を規定しています。  
①町民に対し、議会活動の情報をわかりやすく周知するよう努めます。  
②より多くの町民が議会と町政に関心を持つように、多様な広報手段を活用して議会広報活動に努め、町民の意見、要望等を取り上げるための広聴活動も積極的に行います。  
③議会だよりの充実のため、町民の意見、要望等を取り上げるよう努めます。

### 第19条 専門的識見の活用

専門的識見を活用し、議会の討議に反映させるよう努めます。

### 第12条 議員間の自由討議と合意形成

議会は「言論の府」、討論の場であること  
の原則に立ち、**議員相互の自由討議、合意形成**を規定。また、議長や委員長は少数意見を尊重し、合意形成に努めます。

### 第13条 委員会の運営

委員会は、設置目的に応じて適切な運営をします。また、委員会審査では、資料等を積極的に公開し、わかりやすく効率的な議論に努めます。



議員研修の充実

積極的な情報提供を

### 第14条 議員研修の充実強化

議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、**議員研修の充実強化**に努めます。

### 第15条 交流及び連携の推進

議会は、政策等の形成や広域的な課題解決のため、他の地方公共団体の議会と積極的な交流と連携を図るものとします。

## 町民からひとこと



**次は議会報告会(\*3)を**  
坂本建治さん(男衾)

内容の濃い基本条例ができました。次は議会報告会に向けて、がんばってください。



**議会がもっと身近に**  
設楽亜有美さん(西部)

正直言って、議会は遠い存在でした。ネット中継や報告会が始まれば、もっと身近になると思います。

審議における論点を明確化

質疑は一問一答で



### 第9条 議員と町長等の関係

二元代表制の下、議会は、町長等と緊張ある関係を保ちながら、役割を果たし、**町政の監視と評価を行う**ことを定めています。そのため、本会議の質疑と一般質問は、**一問一答方式で論点と争点を明確に**すること。質問の論点・争点を明らかにするため、町長は**質問者に対して反問**することができることなどを規定。

## Q 議会での審議はどうなるの?

**A** 論点を明確化するとともに、議員間の自由討議により合意形成に努めます。

### 第10条 議会審議における論点情報の形成

議会は、政策・計画等の提案、予算・決算審議では、**明確な論点による論議のため**、提案の背景や経緯、他の団体との比較、経費や財源等の**説明や資料を町長に求め**ます。

### 第11条 議決事件の拡大

議会の議決事件は、条例に定めるもののほか、重要な計画等を追加・拡大することができるものとします。

### 第16条 議会事務局の体制整備

議員の資質向上及び議会の円滑・効率的な運営のため、議会事務局の調査機能・法務機能の充実強化と組織整備を図るよう努めます。

### 第17条 議会図書室の充実

議員の調査研究のため、議会図書室を適正に管理運営し、充実させるとともに、町民も利用できるよう取り計らいます。

**我々がめざすもの**

## 議会基本条例を活かして

条例が制定されただけでは、「町民福祉の増進と豊かで文化的なまちづくり」という目的は達成されません。条例をどう活かすか、制定してからの活動が重要と考えます。

### 議会報告会・意見交換会を開催

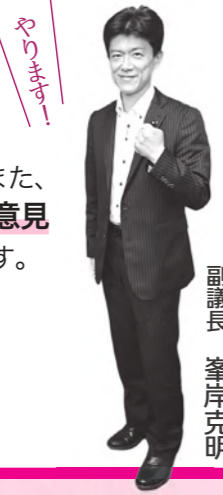
寄居町議会基本条例の基本原則の一つが「**町民に開かれた議会**」です。そのためには、今まで以上にいろいろな方法で情報をわかりやすくお伝えしなければなりません。

町民みなさんの意見や要望についてもアンケートや直接会って意見交換するなどして、**皆さんの声を今まで以上に町政に反映**させるよう努めます。

議会だよりによる情報発信のほか、インターネット配信に対応できるよう議場の音響・映像設備を更新します。また、**10月には議会報告会・意見交換会を開催**する予定です。

大事なのはこれから

これまで以上に**聴く・動く**。議会をめざします!



副議長 峯岸克明

【\*4】議会政治倫理規程…寄居町議会政治倫理規程は、平成21年4月制定。政治倫理基準や審査請求など、町民の厳粛な信託を受け、町民全体の奉仕者として議員の政治倫理を規定しています。

【\*3】議会報告会…議員が町民の方に、議会の審議内容などを直接報告・説明し、質疑応答や意見交換を通して得た町民の意見・要望を、議会や町政に反映させるための取り組みのひとつです。